

で嘱託教師をつとめた。彼は大学南校に学び、明治六年から同十四年までアメリカに留学。コーネル大学その他で造家学を学び、帰国して東京大学教授、次いで同予備門教諭となり、本校に起用された。当時は第一高等学校教諭兼工科大学教授であった。小島の「幾何画法」講義の資料としては前出小島光真「明治二十二年二月 備忘録」、菅紀一郎「美術学校講義筆記雑草稿」等に含まれている筆記断片がある。

「応用化学」講義

これは明治二十三年の規則改正後、漆工専修生第一年の履習科目として設けられた科目で、漆工に関する応用化学の大意を内容とした。金工専修生にはこれと対応して「冶金法」が課せられた。明治二十五年の規則改正後、この「冶金法」も「応用化学」と称するようになり、彫金科・鍍金科と蒔絵科の第二年でそれぞれ金工、漆工に関する「応用化学」を履習することになり、同二十九年の規則改正では右三科ともさらに第三年でも週一時履習することとなった。

担当者は上原六四郎、吉田彦六郎、足立震太郎、磯野徳三郎らで（巻末職員任免表参照）、このうち、吉田彦六郎の講義については原安民のノート「吉田博士 化学教場見聞記」が現存しており、鉱物の性質等、化学の基礎知識を教えたことがわかる。

「授業法」（教育学）講義

「授業法」という科目は明治二十三年の規則改正によって特別の課程（普通図画教員養成）の履習科目として登場する。「普通圖畫ノ教員タルニ適當ナル教授法及教育學ノ大要ヲ講授ス」る科目（週二時）であった。同二十五年の規則改正で特別の課程が廃止され、教員養成が絵画科の課程に組み込まれた後は同科第三年生の選択科目（教員志望者のみ新案の時間内に受講する。週二時）となり、同二十九年の規則改正以降は絵画科（日本画科、西洋画科とも）と図案科の第四年生の選択科目となった。その間の担当者は荒井甲子三郎、菅虎雄、和久正辰、蔵原惟郭らである。

荒井甲子三郎ないしは菅虎雄の「授業法」講義の筆記と思われるものに前出第一回入学生小島光真の教育学筆記ノート（表紙、原題なし）がある。小島が絵画科専攻であったにも拘らずこれを履習しているのは絵画科卒業後教員となる者のいることを見越して教職科目を履習させる内規のようなものがあったのだろう。なお、小島のノートのほかに参考になるのは前出菅紀一郎の「美術学校講義筆記雑草稿」中にある教育学講義項目のメモで、小島ノートの項目と符合するところから同一講義のメモであると考えられる。これらの資料によって「授業法」講義の教育学の部分はいたい把握できる。以下、小島ノート、菅ノートに基づいてその内容項目を紹介する。

人間教育の必用、教育学の倫理学・心理学との関係、教育学と教